

新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年新潟市条例第 10 号）第 6 条の規定により、平成 25 年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

1 人事行政の運営状況の概要

(1) 職員の任免および職員数に関する状況

① 職員の採用状況（平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日）

ア 試験採用

(単位：人)

区分	大卒程度		免許 資格職	高卒 程度	身体障 がい者	民間経験者			公募 区長	消 防		合計
	事務	事務 以外		事務		事務 以外	免許資 格職	大卒 程度		高卒 程度		
採用者数	51	27	162	7	2	3	15	4	3	20	14	308

イ 選考採用

(単位：人)

教育	教育職員以外	合計
47	21	68

※ 選考採用としては、教育職員や医師、国・県や他の地方公共団体の職員などを本市の職員として採用しました。

② 職員の退職状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

(単位：人)

区分	事務	事務以外	技能労務	消防	教育	合計
定年退職	70	67	37	21	3	198
普通退職	12	88	3	1	35	139
募集退職	20	36	5	6	0	67
死亡退職	1	5	2	2	0	10
その他退職	0	0	0	0	0	0
計	103	196	47	30	38	414

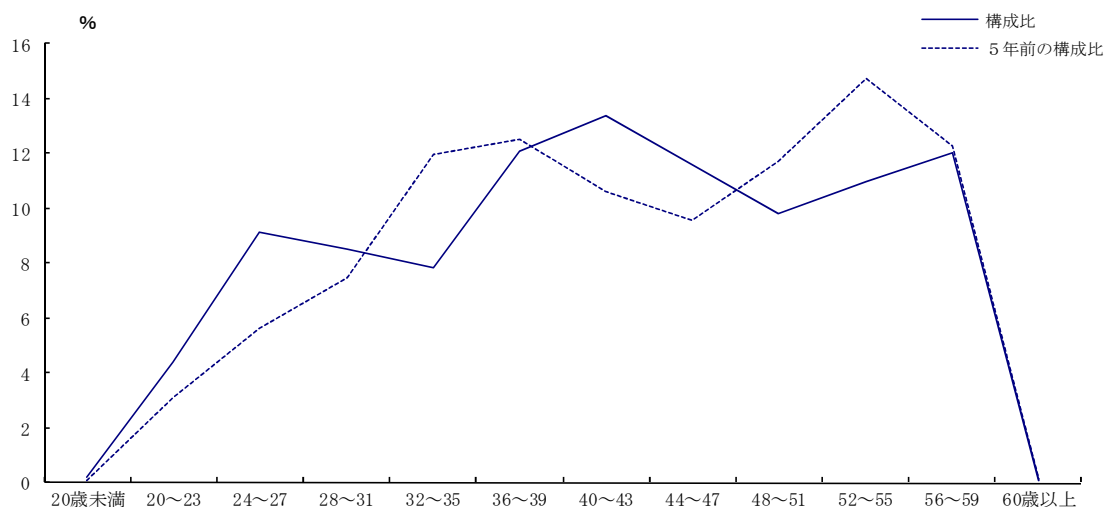
③ 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

部 門	職員数		増員数	減員数	差 引	主な増員理由	主な減員理由	
	26年	25年						
一般 行政 部門	議 会	24	24	0	0	0		
	総 務	823	819	15	△11	4	総務体制の強化等	業務執行方法の見直し
	税 務	258	257	1	0	1	障がい者任用による増	
	民 生	1,206	1,211	18	△23	△5	児童相談業務の体制強化等	保育園の統廃合等
	衛 生	581	598	1	△18	△17	業務委託に伴う人員配置の見直し	業務執行方法の見直し等
	労 働	8	8	0	0	0		
	農林水産	190	195	0	△5	△5		業務執行方法の見直し等
	商 工	102	99	3	0	3	ニューフードバレー推進体制の強化等	
	土 木	547	549	3	△5	△2	新交通推進体制の強化等	業務委託等
	小 計	3,739	3,760	41	△62	△21		
特別 行政 部門	教 育	910	940	11	△41	△30	高志中等教育学校の教員増等	業務執行方法の見直し等
	消 防	915	911	4	0	4	消防体制の強化	
	小 計	1,825	1,851	15	△41	△26		
公営 企業 など 部門	病 院	1,071	1,022	49	0	49	看護体制の強化等	
	水 道	343	346	0	△3	△3		予定採用者数を確保できず
	下 水 道	200	204	0	△4	△4		業務執行方法の見直し
	そ の 他	167	200	0	△33	△33		業務委託等
	小 計	1,781	1,722	49	△40	9		
合 計	7,345	7,383						

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

④ 職員の年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	14	322	669	626	575	888	984	850	719	805	884	9	7,345

⑤ 新・定員配置計画の数値目標及び進捗状況

平成25年度から平成26年度の2年間で、普通会計部門の職員数を55人減員することを目標とした新・定員配置計画を策定し、その達成に努めています。

ア 数値目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成25年4月1日	平成27年3月31日	普通会計部門における職員数55人の減員

イ 年次別進捗状況（実績）

(単位：人)

部門	実績			数値目標	
	H25.4.1 職員数	H26.4.1 職員数	差	H27.4.1 職員数	
普通会計	一般行政	3,760	3,739	△21	3,739
	教育	940	910	△30	910
	消防	911	915	4	915
計	5,611	5,564	△47	5,564	

(2) 職員の給与の状況

① 人件費の状況（平成 25 年度普通会計決算）

区分	歳出総額 (A)	実質収支 (歳入総額－歳出総額)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
25 年度	千円 365,485,326	千円 2,003,080	千円 51,246,809	% 14.0

※1 普通会計は、水道職員や病院職員などの公営企業にかかる経費は除きます。

※2 人件費には、職員に支給される給与のほか、市長や議員などの特別職の報酬、共済費（社会保険料の事業主負担相当分）などが含まれています。

② 職員給与費の状況（平成 25 年度普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
25 年度	人 5,610	千円 21,966,752	千円 4,327,004	千円 7,833,081	千円 34,126,837	千円 6,083

※1 職員数は、平成 25 年 4 月 1 日現在です。

※2 職員給与費は、職員に支給する給与の総額です。

※3 職員手当は、扶養・通勤・住居・時間外勤務手当などの総額です。退職手当（6,122,420 千円）は含んでいません。

③ 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.8 歳	315,402 円	398,398 円
技能労務職	48.0 歳	312,318 円	343,921 円
うち用務員	48.6 歳	320,582 円	341,629 円
うち清掃作業員	48.7 歳	322,946 円	376,433 円
うち給食調理員	46.6 歳	306,944 円	318,378 円

※1 「一般行政職」とは国において給料表が異なる税務職と福祉職の職員は除きます。

※2 「平均給料月額」とは平成 26 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※3 「平均給与月額」とは給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

④ 職員の初任給の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		新潟市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	137,200 円

※ 初任給は学校卒業後直ちに採用された場合の月額です。

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	265,108 円	302,770 円	358,454 円	387,029 円	410,111 円
	高 校 卒	220,300 円	268,975 円	307,006 円	361,807 円	382,067 円
技能労務職	高 校 卒	202,400 円	249,663 円	283,368 円	320,461 円	357,190 円

※1 経験年数は採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は採用後の年数です。

※2 特定幹部職員（部長以上）は含まれていません。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1 年前構成比	5 年前構成比
9 級	部長	8 人	0.3%	0.3%	0.4%
8 級	部長	29 人	1.0%	1.0%	1.0%
7 級	次長	48 人	1.6%	1.4%	0.9%
6 級	参事・課長	162 人	5.6%	5.5%	7.3%
5 級	副参事・課長補佐	536 人	18.4%	19.4%	24.3%
4 級	課長補佐・主幹	901 人	31.0%	28.1%	20.3%
3 級	係長・主査・副主査	687 人	23.6%	26.7%	28.2%
2 級	主事・技師	265 人	9.1%	7.7%	9.3%
1 級	主事・技師	275 人	9.4%	9.9%	8.3%

※1 この表は一般行政職の職員について、俸給表の級区分別の職員数の状況を示したものです。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

⑦ 職員の手当の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

ア 期末・勤勉手当

●1人当たり平均支給額	1,396 千円
●支給割合 ※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。	
・期末手当	2.6 月分（1.45 月分）
・勤勉手当	1.35 月分（0.65 月分）
●加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置
・役職加算	5～20%
・管理職加算	なし

イ 退職手当（平成26年3月31日現在）

(支給率)	自己都合	定年・募集
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～30%加算)	
1人当たり平均支給額	3,772 千円	23,477 千円

ウ 特殊勤務手当（普通会計決算）

職員全体に占める手当支給職員の割合	22.6%
支給対象職員 1人当たり平均支給年額	103,890 円
手当の種類（全職種）	20 種類
支給額の多い手当	夜間特殊業務手当，緊急出動手当，療育指導等業務手当
支給対象職員の多い手当	夜間特殊業務手当，緊急出動手当

エ 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績	2,086,012 千円
職員 1人当たり平均支給年額	372 千円

オ その他の手当（主なもの）

扶養手当	配偶者	13,000 円
	子どもなど（年齢などの区分に応じて）	6,500 円～16,000 円
住居手当	借家・アパートなど（家賃の額に応じて）	最高 27,000 円
通勤手当	バス・電車などの利用者（運賃の額に応じて）	最高 55,000 円
	自転車・自動車などの使用者（片道の使用距離に応じて）	2,000 円～24,500 円

⑧ 特別職の報酬などの状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額など
給料	市 長	1,163,000 円
	副 市 長	939,000 円
報酬	議 長	778,000 円
	副 議 長	700,000 円
	議 員	653,000 円
期末手当	市 長	6 月期 1.4 月分 12 月期 1.55 月分 計 2.95 月分
	副 市 長	
	議 長	
	副 議 長	
	議 員	
退職手当	市 長	給料月額(1,163,000 円) × 在職月数 × 0.56 (任期毎)
	副 市 長	給料月額(939,000 円) × 在職月数 × 0.37 (任期毎)

※ 退職手当の支給率は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に退職した場合に適用されます。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間の状況（標準的なもの。平成 26 年 4 月 1 日現在）

- ア 勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。1 日当たり 7 時間 45 分勤務
- イ 週休日 土曜日及び日曜日
- ウ 休日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
- エ 休憩時間 午後 0 時から午後 1 時までの 60 分間

② 年次有給休暇の取得状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

1 年度につき 20 日間付与。当該年度付与分のみ翌年度繰越し可。
平均取得日数は、11.0 日

③ 特別休暇の導入状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

種 類	付与日数など
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人などの出頭	必要と認められる期間
3 産前・産後	出産予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）から産後 8 週間を経過する日までの届け出た期間
4 妊娠・産後の保健指導など	妊娠期間などに応じて付与
5 妊娠中の通勤	1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
6 妊娠障害	一の妊娠期間中に 10 日未満の期間中
7 生理	連続する 2 日以内で必要とする期間
8 育児時間	1 日 2 回それぞれ 30 分以内
9 骨髄移植	必要と認められる期間
10 ボランティア	1 年度において 5 日の範囲内の期間
11 職員の結婚	5 日の範囲内の期間
12 妻の出産	2 日の範囲内の期間
13 子の看護	1 年度において 5 日の範囲内の期間（対象が 2 人以上の場合は 10 日間）
14 短期介護休暇	1 年度において 5 日の範囲内の期間（対象が 2 人以上の場合は 10 日間）
15 忌引き	親族に応じて付与
16 父母の追悼	1 日の範囲内の期間
17 夏季休暇	5 日の範囲内の期間
18 災害による現住居の損壊など	7 日の範囲内の期間
19 災害による出退勤困難	必要と認められる期間
20 リフレッシュ休暇（勤続 20 年、30 年）	3 日の範囲内の期間
21 育児参加	5 日の範囲内の期間

※ 特別休暇とは、勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務しないことが認められるものです。

④ 育児休業の取得状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

（単位：人）

	男性	女性	計
新たに育児休業を取得した者	6	118	124
前年度から引き続けている者	2	135	137

（４）職員の分限及び懲戒処分の状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

① 分限処分者数

（単位：人）

処分事由／処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
1 勤務実績が良くない場合	0	0	—	—	0	—
2 心身の故障の場合	0	0	134	—	134	—
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	—	—	0	—
4 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	—	—	0	—
5 刑事事件に関し起訴された場合	—	—	0	—	0	—
6 条例に定める事由による場合	—	—	0	0	0	—
合計（1～6 の計）	0	0	134	0	134	—
7 地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者	—	—	—	—	—	0
8 地方公務員法第 28 条第 4 項に基づく条例により失職しなかった者	—	—	—	—	—	0

※ 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないと認められる場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職、降給の 4 種類があり、地方公務員法第 28 条に規定されています。

② 懲戒処分者数

処分事由／処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
1 法令に違反した場合	1	0	1	0	2	11
2 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	2	2	0	0	4	27
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	0	0	0	1	5
合計	4	2	1	0	7	43

※ 1 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、戒告、減給、停職、免職の 4 種類があり、地方公務員法第 29 条に規定されています。

※ 2 訓告等とは、懲戒処分には至らないが、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、注意を喚起し、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われるものをいいます。

(5) 職員のサービスの状況

職員のサービス上の義務として、法令などおよび上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限があります。

本市では、職員の綱紀の保持および服務規律の確保のための指針「信頼される公務員となるために」を定めており、平成 25 年度においては次に掲げる通知などにより、職員の服務規律の確保に努めました。

時 期	内 容	方 法
平成 25 年 4 月 2 日	職員の綱紀の保持および服務規律の徹底について	文書通知
平成 25 年 5 月 30 日	職員の綱紀の保持及び業務の再点検について	文書通知
平成 25 年 6 月 17 日	職員の綱紀の保持および服務規律の徹底について	文書通知
平成 25 年 12 月 11 日	職員の綱紀の保持および服務規律の徹底について	文書通知

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

① 研修の実施状況

区 分	人 数
1 職場研修	28,718
2 自己啓発	197
3 階層別研修	1,642
4 専門研修	1,605
5 政策形成研修	24
6 I T 研修	655
7 派遣研修	192
合計（延べ人数）	33,033

② 勤務成績の評定の状況

平成 22 年度より人材育成を主たる目的として、全職員を対象に人事評価を実施しています。評価項目は、仕事の成果、職務遂行上求められる能力及び勤務態度を見る「能力・態度評価」と、組織の目標を踏まえた個人目標を明確にした上でその達成度を見る「業績評価」で構成しています。

今後、地方公務員法の改正も踏まえ、職員の能力や適性に応じた配置、昇任など、より公正・公平な職員の評価に基づく人事管理の推進をしていくため、制度内容を充実したものとしていきます。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

① 職員厚生に関する事業概要

ア 新潟市職員互助会の実施事業

- ・ 給付事業 (慶弔給付・見舞金など) 2,281 件
- ・ 貸付事業 (特別貸付) 12 件
- ・ 団体扱いの保険の取り扱い
- ・ 助成事業 (クラブ活動助成など)
- ・ 厚生施設, 職員保養所の運営

イ 新潟県市町村職員共済組合の実施事業

- ・ 長期給付事業 (退職者, 遺族への年金給付)
- ・ 短期給付事業 (法定給付, 付加給付)
- ・ 貸付事業
- ・ 保健事業 (疾病予防, 健康相談など)

② 公務災害などの状況

区 分	件 数
公務災害	49
通勤災害	7
合 計	56

2 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の採用試験の状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

平成 25 年度に実施した新潟市職員採用試験の結果、総数で 2,482 人の応募があり、最終合格者は 239 人でした。

ア 実施日

(ア) 大学卒業程度

職 種	第一次試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格発表日	
一般行政	6 月 30 日 筆記試験	7 月 22, 23 日	個別面接	8 月 5 日 作文試験 適正検査	8 月 19～22 日 集団面接 個別面接	8 月 29 日	
社会福祉		7 月 18 日 作文試験 適性検査	8 月 6 日	集団面接 個別面接	/		8 月 16 日
精神保健福祉相談員			8 月 5 日				
土木			8 月 8 日				
土木(水道)			8 月 8 日				
建築			8 月 2 日				
電気			8 月 7 日				
電気(水道)			8 月 8 日				
機械			8 月 2 日				
化学			8 月 7 日				
化学(水道)			8 月 8 日				
農業			8 月 5 日				
心理判定員		8 月 5 日					
消防士 A (4/1 採用)	6 月 30 日 筆記試験	8 月 2 日	作文試験 適性検査	/			
消防士 B (9/1 採用)	7 月 5 日 適性検査	7 月 24, 25 日	集団面接 個別面接				
一般行政 (国際・ロシア語)	10 月 20 日 筆記試験	12 月 8 日 適性検査	12 月 8 日 集団面接 個別面接		12 月 19 日		

(イ) 高校卒業程度

職 種	第一次試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格発表日
一般事務	9月29日 筆記試験	10月23日	個別面接	11月8日 作文試験 適正検査	11月19日 集団面接 個別面接	11月28日
学校事務A, B		10月22日			11月18日 個別面接	
土木		10月18日 作文試験 適性検査	11月11日 集団面接 個別面接	/		
消防士		11月12日	作文試験 適性検査 集団面接 個別面接			

(ウ) 免許資格職

職 種	第一次試験日	第二次試験日			最終合格発表日
獣医師 ※	7月17日	適性検査 集団面接・個別面接			8月1日
保健師	6月30日 筆記試験	7月18日 作文試験 適性検査	8月9日	集団面接 個別面接	8月16日
薬剤師(行政)			8月1日		
栄養士	9月29日 筆記試験	10月18日 作文試験 適性検査	11月11日	集団面接 個別面接	11月28日
保育士A			11月 12, 13, 14 日		
保育士B	10月20日 筆記試験	11月10日 作文試験 適性検査	11月17, 23, 24日 集団面接 個別面接		12月19日

※獣医師は、第一次試験と第二次試験の区分はありません。

(エ) 民間企業等経験者

職 種	第一次試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格発表日	
一般行政	10月20日 筆記試験	11月9日 個別面接		11月24日 作文試験 適性検査	12月8日 個別面接	12月19日	
社会福祉		11月10日 作文試験 適性検査	12月7日	集団面接 個別面接	/		
土木			11月30日				
土木(水道)			11月30日				
建築			12月1日				
電気			12月1日				
機械			12月1日				
化学			11月16日				
化学(水道)			11月30日				
薬剤師(行政)			11月23日				
保健師			11月16日				

(オ) 身体障がい者

職 種	第一次試験日	第二次試験日		最終合格発表日
一般事務	10月27日 筆記試験 適性検査	11月20日	個別面接	12月5日
学校事務		11月21日		

(カ) 任期付職員

職 種	第一次試験日	第二次試験日		最終合格発表日
一般事務(IT業務)	7月26日 書類審査	9月7日	個別面接 プレゼンテーション	9月26日

(キ) 任期付短時間勤務職員

職 種	第一次試験日	第二次試験日		最終合格発表日
一般事務(債権管理業務)	7月29日 書類審査	9月7日	個別面接	9月26日
社会福祉	1月12日 筆記試験	2月7日	個別面接	2月17日

イ 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
大学卒業 程度	一般行政	613	447	44	10.2
	一般行政（国際・ロシア語）	29	20	1	20.0
	社会福祉	69	58	7	8.3
	精神保健福祉相談員	8	8	1	8.0
	土木	29	25	8	3.1
	土木（水道）	8	5	2	2.5
	建築	22	18	3	6.0
	電気	18	13	2	6.5
	電気（水道）	6	4	2	2.0
	機械	16	14	2	7.0
	化学	23	17	2	8.5
	化学（水道）	12	9	3	3.0
	農業	19	15	2	7.5
	心理判定員	21	13	2	6.5
	消防士A（4月1日採用）	91	86	5	17.2
	消防士B（9月1日採用）	87	81	15	5.4
高校卒業 程度	一般事務	100	85	7	12.1
	学校事務A	43	38	5	7.6
	学校事務B	92	66	2	33.0
	土木	3	2	0	-
	消防士	180	177	13	13.6
免 許 資格職	保育士A	157	140	30	4.7
	保育士B	146	137	20	6.9
	獣医師	14	9	6	1.5
	栄養士	37	30	2	15.0
	保健師	36	31	8	3.9
	薬剤師（行政）	13	10	2	5.0
民間企業等 経験者	一般行政	350	314	0	-
	社会福祉	29	28	3	9.3
	土木	41	38	6	6.3
	土木（水道）	4	3	1	3.0
	建築	22	16	2	8.0
	電気	10	10	2	5.0
	機械	12	9	1	9.0
	化学	31	30	2	15.0
	化学（水道）	6	4	2	2.0

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
民間企業等 経験者	薬剤師（行政）	7	6	2	3.0
	保健師	11	11	3	3.7
身体 障がい者	一般事務	24	22	4	5.5
	学校事務	5	4	1	4.0
任期付職員	一般事務（IT業務）	3	3	1	3.0
任期付短時間 勤務職員	一般事務（債権管理業務）	21	21	10	2.1
	社会福祉	14	12	3	4.0
合計		2,482	2,089	239	8.7

(2) 役職別昇任選考者数

役 職	人数（人）
部 長	6
課 長	55
合 計	61

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成 25 年 10 月 9 日、市議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。主な内容は以下のとおりです。

1 公民給与の比較

(1) 民間給与実態調査

市内の企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 425 事業所から 106 事業所を無作為抽出し、本年 4 月分の給与等について調査（調査完了率 92.5%）

(2) 月例給

事務・技術関係の職務に従事する職員と民間の従業員について、役職段階、年齢、学歴の条件が同等である者の給与を比較した結果、職員の給与が民間の給与を 476 円（0.13%）上回った。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
358,219円	358,695円	△476円（△0.13%）

※職員の平均年齢 43.3 歳、平均経験年数 19.3 年

※職員と民間従業員について、役職段階、年齢、学歴の条件が同等である者同士を対比させるラスパイレス方式により、4 月分の給与を比較

(3) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの民間従業員の特別給の支給割合（3.94 月分）は、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数（3.95 月分）とおおむね均衡

2 給与の改定

(1) 月例給

民間の給与水準を上回っている 50 歳台を中心に俸給表を引下げ改定（若年層，医療職給料表（1）等を除く）

※給与構造改革における経過措置額についても，本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) 特別給

民間の支給割合とおおむね均衡しているため，期末・勤勉手当については，支給月数の改定を行わない（3.95 月に据置き）ことが適当

(3) 教育職員の給与等の改定

教育職員に適用する教育職俸給表その他の給与に関する措置については，新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

(4) 実施時期等

①公布日の属する月の翌月初日（公布日が月の初日であるときは，その日）

②引下げ改定の対象となる職員にあっては，4 月からの較差相当分を年間でみて解消するため，12 月期の期末手当において一律に調整（調整率△0.19%）

3 給与に関する課題

(1) 給与構造改革における経過措置額の廃止

平成 26 年度は経過措置額として支給されている俸給の 2 分の 1 を減額（上限 10,000 円）して支給し，平成 27 年 4 月 1 日に廃止

(2) 勤務実績の給与への反映

現行の評価手法等を十分に検証し，早急に適切かつ実効性のある制度の運用が必要

4 人事管理に関する課題

(1) 人材の確保・育成等

①多様で有為・有能な人材の確保

広報活動の充実・試験内容等の検討を進め，広く人材を求めていく。また，面接試験において受験者の人物をより適切に評価できる手法について研究を進めていく。

②人材の育成

市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち，市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

③人事評価制度

人材育成に限定することなく，任用，給与，分限その他の人事管理の基礎として活用できるよう早急に検討を進めていくことが必要

(2) 職員の勤務環境の整備

①超過勤務の縮減

月 100 時間以上の超過勤務を行っている職員数が大幅に増加していることから、組織全体として実効性のある取組みを推進していくことが必要

②メンタルヘルス対策

予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくことが重要

③男性職員の育児休業取得率の向上

原因を分析し、男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備に引き続き取り組んでいくことが必要

(3) 高齢期の雇用問題

雇用と年金の接続を図るにあたり、再任用希望者に見合うポストをどのように確保していくかが喫緊の課題。国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、高齢期の雇用に関する環境を早急に整備することが必要

(4) 公務員倫理の確保

不祥事の再発防止に向け、組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう更に取り組んでいくことを強く求める。

<参考>

1 過去の給与勧告の状況

	月例給	期末・勤勉手当	
	較差率	年間支給月数	対前年比増減
平成 19 年	0.15%	4.45 月	—
平成 20 年	勧告なし	4.45 月	—
平成 21 年	△0.16%	4.15 月	△0.3 月
平成 22 年	△0.15%	3.95 月	△0.2 月
平成 23 年	勧告なし	3.95 月	—
平成 24 年	勧告なし	3.95 月	—
平成 25 年	△0.13%	3.95 月	—

※本人事業委員会の発足は平成 19 年

2 人事院の給与等に関する報告の主な内容

(1) 月例給の改定なし

月例給の較差 (給与減額支給措置による減額前) 76 円 0.02%
(給与減額支給措置による減額後) 29,282 円 7.78%

・官民較差が極めて小さく俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

- ・給与減額支給措置は、東日本大震災に対処するため、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、減額前の較差に基づき判断
- (2) 期末・勤勉手当の改定なし
- 期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数（3.95月）は、民間の支給割合（3.95月）と均衡
- ・給与減額支給措置が行われていることを勘案
- (3) 給与制度の総合的見直し
- 減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるように準備に着手
- ①民間の組織形態の変化への対応
 - ②地域間の給与配分の見直し
 - ③世代間の給与配分の見直し
 - ④職務や勤務実績に応じた給与

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	要求件数			処理件数 (B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度からの繰越	新規要求	小 計 (A)		
給与・旅費	0	0	0	0	0
勤務時間・休暇	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0
転任・任用	1	1	2	1	1
その他	0	0	0	0	0
合 計	1	1	2	1	1

4 不利益処分等に関する不服申立ての件数

区 分	係属件数			処理件数 (B)	翌年度への 繰越 (A) - (B)
	前年度からの繰越	新規申立て	小計 (A)		
分限処分	0	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0	0
転任	0	1	1	1	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1	1	0